

(証券コード 9728)
平成27年6月8日

株 主 各 位

本店 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
本社 東京都中央区日本橋二丁目1番10号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福 田 慎太郎

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 当社 本店 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給並びに退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本通知の「事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類」について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト[<http://www.nkanzai.co.jp/ir/soukai/>]において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導の経済・金融政策による企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな景気の回復が見え始めたものの、消費税率引き上げによる長引く消費低迷や急激な円安による輸入原材料の価格上昇により、特に内需型企業において収益への影響が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

不動産関連サービス業界におきましては、オフィスや商業ビルの空室率は一部の地域で改善の兆しは見られるものの、契約先のコスト削減意識の高まりや業務対象物件の閉鎖・縮小等の影響により、厳しい経営環境で推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、引き続き建物管理運営周辺業務の拡大を図るとともに、プロパティマネジメント事業、PFI事業、省エネルギー事業などへの取り組みやグループ企業の強化など積極的な事業展開を図ってまいりました。

当連結会計年度の売上高は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により工事関連業務の受注は苦戦したものの、既存契約の継続や新規案件の受託が堅調であったことに加え、前期第1四半期末に新たに連結子会社となった株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・ホールディング（同社の子会社3社を含む。）の業績が寄与したことや販売用不動産の売却による臨時的な収入を計上したことにより、873億79百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

収益面におきましては、受託単価の伸び悩みによる収益圧迫要因はありましたが、仕入形態の見直しや時間管理の徹底に加え、臨時的ではありますが収益性の高い販売用不動産の売却が寄与したことから、営業利益54億23百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

また、前々期末に持分法適用関連会社となったオーストラリアの現地法人「PICA社（注）」の業績が寄与したことや支払利息の削減による営業外損益の改善により、経常利益60億37百万円（前年同期比8.2%増）、当期純利益38億92百万円（前年同期比20.7%増）と前年同期を上回る結果となりました。

(注) Prudential Investment Company of Australia Pty Ltd の略称であり、オーストラリアのシドニーに本社を置く区分所有建物管理会社であります。

(建物管理運営事業)

主たる業務であるビル管理業務及び保安警備業務を主体とする建物管理運営事業につきましては、工事関連業務の受注は苦戦したものの、既存契約の継続や新規案件の受託が堅調であったことに加え、前述の新規連結子会社の業績が寄与したことにより、当連結会計年度の売上高は758億6百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

収益面におきましても、受託単価の伸び悩み等の影響もありましたが、コスト管理の徹底を図り、セグメント利益は78億94百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

(環境施設管理事業)

上下水道関連施設等の生活環境全般にかかる公共施設管理を主体とする環境施設管理事業につきましては、ゴミ焼却施設やリサイクル施設管理を中心に新規案件の受託は概ね順調に推移したものの、工事関連業務の受注減の影響により、当連結会計年度の売上高は88億26百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

収益面におきましては、主要取引先である地方自治体の財政は依然として緊縮傾向にあり、新規立ち上げ費用の抑制や仕入価格の見直し、適正な人員配置を中心にコスト削減に努めてまいりましたが、既存契約先での設備改修に伴う一時的なコスト負担により、セグメント利益は7億53百万円（前年同期比5.9%減）となりました。

(不動産ファンドマネジメント事業)

不動産ファンドの組成・資産運用を行うアセットマネジメント及び匿名組合への出資を主体とする不動産ファンドマネジメント事業につきましては、資産運用のアセットマネジメント収入の安定した計上や運用資産以外での販売用不動産の売却に伴う収入が発生したものの、不動産ファンドの資産売却に伴う収入が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は9億38百万円（前年同期比39.4%減）となりました。

収益面におきましては、販売用不動産売却の利益率が高かったことに加え、引き続き経費の節減や業務の効率化に努めました結果、セグメント利益は3億68百万円（前年同期比118.4%増）と大幅な増益となりました。

(その他の事業)

イベントの企画・運営、印刷、デザインを主体としたその他の事業は、各種イベントや臨時的な業務の受託が順調であったことから、当連結会計年度の売上高は18億7百万円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益は1億10百万円（前年同期比1億54百万円増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は8億57百万円であり、主なものは事務所移転に伴う設備投資や本店社屋の改修工事等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において新株式及び社債の発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気の先行きは未だ不透明であり、不動産関連サービス業界におきましても、取引先企業の管理コストの削減傾向に変化はなく、他社との競合も含め、その市場環境は引き続き厳しい状況で推移するものと予想されます。

当社グループといたしましては、今後も企画提案力を主軸に据え、PFI事業や指定管理者案件などで一層の営業展開を図ります。また、省エネルギー関連事業等にも積極的に取り組んでいくと共に、前述のPICA社で蓄積したノウハウを、新たな市場開拓とサービスの向上につなげてまいります。お客様満足度を高めるとともに、更なる原価管理の徹底を図ることで、業績の向上に努力する所存であります。

また、コンプライアンスの徹底と内部統制システムの適切な運用を継続し、更なる企業グループの価値向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期
		平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)		74,228,739	75,065,522	85,413,163	87,379,782
営 業 利 益(千円)		3,945,283	4,014,879	5,138,307	5,423,722
経 常 利 益(千円)		4,248,029	4,379,043	5,577,755	6,037,034
当 期 純 利 益(千円)		2,172,234	2,392,889	3,225,795	3,892,051
1株当たり当期純利益(円)		128.17	141.97	191.28	229.19
総 資 産(千円)		39,804,471	45,330,919	51,448,106	56,205,072
純 資 産(千円)		26,356,509	28,313,785	31,634,698	36,262,182
1株当たり純資産(円)		1,456.44	1,586.72	1,761.91	2,054.66

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ス リ ー エ ス	50百万円	90.0%	保 安 警 備
株 式 会 社 日 本 管 財 サ ー ビ ス	100百万円	100.0%	建 物 総 合 管 理
株 式 会 社 日 本 管 財 環 境 サ ー ビ ス	300百万円	100.0%	環 境 施 設 管 理
株 式 会 社 日 本 プ ロ パ テ ィ ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ	400百万円	57.0% (5.0%)	プ ロ パ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト
東 京 キ ャ ピ タ ル マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	100百万円	100.0%	不 動 産 フ ァ ン ド マ ネ ジ メ ン ト
N S コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社	50百万円	90.0%	建 物 総 合 管 理
株 式 会 社 日 本 環 境 ソ リ ュ ー シ ョ ン	10百万円	100.0%	建 物 総 合 管 理
株 式 会 社 エヌ ・ ジェイ ・ ケイ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ	30百万円	100.0%	経 営 コ ン サ ル テ ィ ン グ
日 本 住 宅 管 理 株 式 会 社	50百万円	100.0% (100.0%)	マ ン シ ョ ン 管 理
株 式 会 社 エヌ ・ ジェイ ・ ケイ ・ ス タ ッ プ サ ー ビ ス	30百万円	100.0% (100.0%)	人 材 派 遣
株 式 会 社 日 本 住 宅 管 理 札 幌	30百万円	100.0% (100.0%)	マ ン シ ョ ン 管 理

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。
2. 平成26年4月1日付にて、株式会社エヌ・ケイ・エスは、株式会社管財ファシリティを吸収合併し、商号を株式会社日本管財サービスに変更いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業セグメント	主 要 業 務
建 物 管 理 運 営 事 業	複合用途ビル、シティ・ホテル、分譲及び賃貸マンション等の清掃管理業務、設備保守管理業務、昼夜間の常駐保安警備業務、各種センサーと電話回線を使用し異常発生時に緊急対応する機械警備業務、契約先のニーズによる受付・オペレータ業務
環 境 施 設 管 理 事 業	上下水道関連施設、ゴミ処理施設等の生活環境全般にかかる公共施設における諸設備運転管理業務及び水質管理業務
不 動 産 フ ァ ン ド マ ネ ジ メ ン ト 事 業	不動産ファンドの運営・アレンジメント、匿名組合への出資、投資コンサルティング、資産管理及び建物運営業務
そ の 他 の 事 業	イベントの企画・運営、印刷、デザイン、製本、不動産の販売及び売買仲介業務

(8) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

日本管財株式会社	本店(兵庫)、本社(東京)、中部本部(愛知)、大阪本部(大阪)、九州本部(福岡)、北海道支店(北海道)、東北支店(宮城)、横浜支店(神奈川)、神戸支店(兵庫)、中国四国支店(広島)
株式会社スリーエス	本社(兵庫)、東京事業本部(東京)、近畿事業本部(大阪)、九州事業本部(福岡)、中部事業部(愛知)、東北事業部(宮城)
株式会社日本管財サービス	本社(東京)、中部本部(愛知)、川崎事業所(神奈川)、埼玉事業所(埼玉)、京都事業所(京都)、大阪支店(大阪)、水島事業所(岡山)
株式会社日本管財環境サービス	本社(兵庫)、九州支店(福岡)、東京支店(東京)
株式会社日本プロパティ・ソリューションズ	本社(東京)、大阪営業所(大阪)、名古屋営業所(愛知)
東京キャピタルマネジメント株式会社	本社(東京)
NSコーポレーション株式会社	本社(東京)
株式会社日本環境ソリューション	本社(東京)
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・ホールディング	本社(大阪)
日本住宅管理株式会社	本社(大阪)、関東支店(東京)、神戸支店(兵庫)、岡山支店(岡山)
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	本社(大阪)、東京支店(東京)
株式会社日本住宅管理札幌	本社(北海道)

- (注) 1. 平成26年4月1日付にて、日本管財株式会社は従来の東京における事業拠点を本社に、従来の本社を本店とする二本社制に移行いたしました。
2. 平成26年4月1日付にて、日本管財株式会社は名古屋支店を中部本部に、九州支店を九州本部に、広島支店を中国四国支店にそれぞれ組織変更いたしました。
3. 平成26年4月1日付にて、株式会社エヌ・ケイ・エスは、株式会社管財ファシリティを吸収合併し、商号を株式会社日本管財サービスに変更し、本社を東京へ移転いたしました。

(9) 企業集団の使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減数
8,971名	18名増

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(年間平均人員2,933名)は含んでおりません。

(10) 企業集団の重要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン	3,375,000千円
株式会社三井住友銀行	700,000千円
株式会社北洋銀行	395,000千円
三菱UFJ信託銀行株式会社	333,870千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする3金融機関からの協調融資であります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,590,153株
- (3) 株主数 13,105名（前期末比27名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本サービスマスター有限会社	5,626,081	32.72
福田慎太郎	1,031,251	6.00
福田武	607,354	3.53
福田紀子	541,325	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	400,400	2.33
日本管財社員持株会	387,642	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	384,800	2.24
松下利雄	360,000	2.09
明治安田生命保険相互会社	278,100	1.62
三菱UFJ信託銀行株式会社	237,184	1.38

(注) 持株比率は自己株式数(3,397,200株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 田 武	(株)スリーエス代表取締役社長
代表取締役社長	福 田 慎太郎	日本サービスマスター(有)取締役
専務取締役	安 田 守	管理統轄本部長 NIPPON KANZAI USA, Inc. 取締役社長
専務取締役	徳 山 良 一	企業戦略担当 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長
専務取締役	高 橋 邦 夫	業務統轄本部長 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長
専務取締役	城 野 茂	営業統轄本部長 (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締役社長
取 締 役	小 南 博 司	(株)日本プロパティ・ソリューションズ代表取締役社長
取 締 役	天 野 健 二	(株)スリーエス代表取締役副社長
取 締 役	西 岡 信 壽	内部監査・内部統制・ISO管理部長
取 締 役	降 矢 直 樹	人事・秘書・広報担当
取 締 役	原 田 康 弘	管理統轄本部財務部長
取 締 役	赤 井 利 生	管理統轄本部総務部長
取 締 役	大 原 嘉 昭	業務統轄本部本部長代理兼西日本担当
取 締 役	若 松 雅 弘	業務統轄本部技術・購買担当 兼エンジニアリングマネジメント本部長
常 勤 監 査 役	牧 野 宏	
監 査 役	丹 羽 建 蔵	(株)丹商取締役会長
監 査 役	山 下 義 郎	(株)カシワテック代表取締役社長 (株)シーメイト取締役会長
監 査 役	小 菅 康 太	(株)コスガの家具代表取締役

- (注) 1. 監査役丹羽建蔵、山下義郎、小菅康太の各氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役小菅康太氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
 3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会において、大原嘉昭氏と若松雅弘氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって任期満了により田中 稔氏は取締役に退任いたしました。

4. 平成26年11月6日付をもって、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
取締役 内部監査・内部統制・ISO管理部長	西岡 信壽	取締役 住宅事業兼公共住宅管理事業担当
取締役 管理統轄本部 財務部長	原田 康弘	取締役 管理統轄本部 財務・内部統制担当兼財務部長
取締役 管理統轄本部 総務部長	赤井 利生	取締役 管理統轄本部 総務・ISO管理担当兼総務部長

5. 平成27年4月1日付をもって、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
取締役 本店駐在	降矢 直樹	取締役 人事・秘書・広報担当
取締役 業績管理担当兼業績管理部長 兼管理統轄本部財務部長	原田 康弘	取締役 管理統轄本部 財務部長

6. 平成27年4月28日付をもって、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
取締役 (株)日本管財環境サービス 代表取締役社長	降矢 直樹	取締役 本店駐在

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数(名)	報酬等の額(千円)	摘 要
取 締 役	15	331,708	
監 査 役	4	19,680	
合 計	19	351,388	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額67,060千円(取締役15名に対し66,220千円、監査役3名に対し840千円)が含まれております。
3. 監査役の報酬等の額には、社外監査役3名に対する報酬額10,080千円を含んでおります。
4. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して、役員退職慰労金17,290千円を支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外監査役丹羽建蔵氏の兼職先である㈱丹商とは、特別の関係はありません。
- ・社外監査役山下義郎氏の兼職先である㈱カシワテック及び㈱シーメイトとは、特別の関係はありません。
- ・社外監査役小菅康太氏の兼職先である㈱コスガの家具とは、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会は定例会が12回、臨時会が5回開催され、このうち四半期、中間及び期末決算等の重要な決議時の取締役会に、監査役丹羽建蔵氏は17回、監査役山下義郎氏は14回、監査役小菅康太氏は17回出席しております。また、監査役会は13回開催され、監査役丹羽建蔵氏は13回、監査役山下義郎氏は12回、監査役小菅康太氏は13回出席しております。

- ・取締役会及び監査役会での発言状況

各社外監査役は取締役会で、それぞれの知識、経験及び専門性を活かし、主に法令遵守の見地から、質問及び意見を述べております。また、監査役会では、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備及び実施状況、重要書類の監査等について意見交換、審議を行っております。

また、各社外監査役は、日頃から法令遵守等コンプライアンスの徹底について注意喚起を促しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、社外監査役丹羽建蔵、山下義郎、小菅康太の各氏との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当事業年度の末日において、当社には社外取締役がおりません。

当社取締役会は、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に構成し、当社事業の特性を踏まえた意思決定を迅速に行うことを重視してまいりました。かかる経営体制の下では、各取締役が当社における現場の実態に精通しているか、またはそれに代替する程度の深い業界知識・経験を有しているものでなければ、刻々と移り変わる事業環境に対応した、迅速かつ確かな意思決定は実現しえないものと考えております。

当社では、このような条件を満たす適切な社外取締役候補者の選定が適わず、未だ見出すことができおりませんでした。一方で、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、当社経営の機動性等を害し、取締役会に期待される機能が果たせない可能性があることから、社外取締役を置くことは相当でないと判断いたしておりました。

また、社外取締役がない現時点においても、当社の監査役会は、多様な分野出身の社外監査役3名と、当社における様々な業務経験を有する常勤監査役1名によって構成されており、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能していると判断しております。

この既存の機関・制度に加えて、単に形式的にのみ社外取締役を選任することは、コスト負担の観点からも適切でないものと考えております。

このような状況において、監査等委員会設置会社制度を創設する改正会社法が平成27年5月1日に施行されることとなりました。監査等委員会設置会社は、社外取締役の機能を活用する機関設計であり、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に委任して、経営の機動性を向上することも可能となっております。

当社といたしましては、これを機に監査等委員会設置会社に移行することとし、本日開催の第50期定時株主総会にご提案しております各議案をご承認いただくことにより、監査等委員会設置会社への移行とあわせて、監査等委員である取締役として3名の社外取締役を置く体制といたしたいと存じます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

52,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査等の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載していません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、再任もしくは不再任につきましては、会計監査人の継続年数等を勘案し、監査役会と協議して決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理行動指針及びコンプライアンス基本規程を定める。
管理統轄本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その事務局を総務部に置き、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。
- ② 取締役及び使用人は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとする。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- ④ 内部監査・内部統制・ISO管理部は、各部門に対し内部監査規程に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等について監査し、その結果を社長に報告する。
- ⑤ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。

また、情報の管理については、情報システム管理規程、個人情報保護基本規程に基づき適切に対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織をコンプライアンス委員会内に設け、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。
- ② 危機管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ③ 投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、また、事後のモニタリングを実施するための取締役会の諮問機関として「投資委員会」、「運営リスク検討委員会」を設け、投資案件に関するリスク管理体制を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程及び取締役会付議基準による重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に役付取締役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 業務の運営については、年度毎に経営計画を策定し、これを各部門の業務目標に落とし込み、月次で経営会議にて業績管理を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め運用する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、企業倫理行動指針をグループ企業全てに適用する。

管理統轄本部内に担当部署を置き、関係会社管理規程に従い、グループ経営会議での報告により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には直ちに、監査役に報告するものとする。

- ② 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査・内部統制・I S O管理部またはコンプライアンス委員会に報告するものとする。内部監査・内部統制・I S O管理部またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は監査業務を補助させるため、内部監査・内部統制・I S O管理部所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 社内通報により、法令違反その他コンプライアンス上の問題が生じたときは、監査役へ報告するものとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 1. グループ企業倫理行動指針や各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。
 2. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。
 3. 外部専門機関との連携状況
当社は、警察が主催する連絡会等に参加し、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。
 4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、反社会的勢力の情報を総務部にて一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。

本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	30,394,087	流 動 負 債	13,066,238
現金及び預金	16,726,902	支払手形及び買掛金	5,814,957
受取手形及び売掛金	11,331,252	1年内返済予定の長期借入金	741,000
有価証券	10,042	1年内返済予定の長期ノンリコースローン	10,000
事業目的匿名組合出資金	285,058	リース債務	191,856
貯蔵品	72,954	未払費用	2,556,002
販売用不動産	567,640	未払法人税等	703,309
未収還付法人税等	60,696	未払消費税等	1,577,934
繰延税金資産	385,264	預り金	434,299
その他	966,355	前受金	140,950
貸倒引当金	△ 12,080	賞与引当金	673,762
固 定 資 産	25,810,985	役員賞与引当金	6,046
有形固定資産	5,531,574	その他	216,118
建物及び構築物	2,739,183	固 定 負 債	6,876,650
機械装置及び運搬具	65,630	長期借入金	3,667,870
工具・器具・備品	422,656	長期ノンリコースローン	385,000
土地	1,672,756	リース債務	321,283
リース資産	475,005	繰延税金負債	907,882
建設仮勘定	156,341	退職給付に係る負債	319,161
無形固定資産	2,557,593	役員退職慰労引当金	562,223
電話加入権	45,434	預り保証金	340,874
ソフトウェア	185,015	資産除去債務	229,356
のれん	2,203,289	持分法適用に伴う負債	68,382
リース資産	23,837	その他	74,616
ソフトウェア仮勘定	100,015	負 債 合 計	19,942,889
投資その他の資産	17,721,817	純 資 産 の 部	
投資有価証券	14,047,666	株主資本	32,063,435
長期貸付金	504,013	資本剰余金	3,000,000
長期前払費用	26,478	資本剰余金	617,972
貸借不動産保証金・敷金	1,441,508	利益剰余金	33,716,122
各種会員権	425,754	自己株式	△5,270,659
退職給付に係る資産	591,911	その他の包括利益累計額	2,901,397
繰延税金資産	16,961	その他有価証券評価差額金	2,719,707
その他	848,501	為替換算調整勘定	4,734
貸倒引当金	△ 180,978	退職給付に係る調整累計額	176,954
		少数株主持分	1,297,350
		純 資 産 合 計	36,262,182
資 産 合 計	56,205,072	負 債 ・ 純 資 産 合 計	56,205,072

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	千 円
売上高		87,379,782
売上原価		69,972,234
販売費及び一般管理費		17,407,547
営業利益		11,983,825
営業外収入		5,423,722
受取利息及び配当金	171,387	
投資有価証券売却益	23,329	
受取賃貸料	37,927	
持分法による投資利益	471,747	
保険配当金	41,810	
その他	103,949	850,152
営業外費用		
支払利息	60,840	
賃貸資産関連費用	43,998	
固定資産除売却損	53,450	
その他	78,550	236,840
経常利益		6,037,034
特別損失		
子会社株式評価損	31,363	31,363
税金等調整前当期純利益		6,005,671
法人税、住民税及び事業税	1,782,857	
法人税等調整額	230,041	2,012,898
少数株主損益調整前当期純利益		3,992,772
少数株主利益		100,721
当期純利益		3,892,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	3,000,000	617,972	30,516,725	△5,390,831	28,743,866
会計方針の変更による累積的影響額			63,908		63,908
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000,000	617,972	30,580,634	△5,390,831	28,807,775
当 期 変 動 額					
剰余金の配当(前期末)			△ 378,284		△ 378,284
剰余金の配当(中間)			△ 378,278		△ 378,278
当 期 純 利 益			3,892,051		3,892,051
自己株式の取得				△ 4,929	△ 4,929
自己株式の処分				125,100	125,100
当期変動額合計	—	—	3,135,488	120,171	3,255,659
当 期 末 残 高	3,000,000	617,972	33,716,122	△5,270,659	32,063,435

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株 主持分	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,490,446	△ 233,942	△ 138,105	1,118,398	1,772,433	31,634,698
会計方針の変更による累積的影響額						63,908
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,490,446	△ 233,942	△ 138,105	1,118,398	1,772,433	31,698,608
当 期 変 動 額						
剰余金の配当(前期末)						△ 378,284
剰余金の配当(中間)						△ 378,278
当 期 純 利 益						3,892,051
自己株式の取得						△ 4,929
自己株式の処分						125,100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,229,261	238,676	315,060	1,782,998	△ 475,083	1,307,915
当期変動額合計	1,229,261	238,676	315,060	1,782,998	△ 475,083	4,563,574
当 期 末 残 高	2,719,707	4,734	176,954	2,901,397	1,297,350	36,262,182

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社スリーエス、株式会社日本環境ソリューション、株式会社日本管財サービス、株式会社日本プロパティ・ソリューションズ、株式会社日本管財環境サービス、東京キャピタルマネジメント株式会社、NSコーポレーション株式会社、合同会社SRF2007を営業者とする匿名組合、株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・ホールディング、日本住宅管理株式会社、株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス、株式会社日本住宅管理札幌

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社エヌ・ケイ・エスは、平成26年4月1日付けで連結子会社の株式会社管財ファシリティを吸収合併し、商号を株式会社日本管財サービスに変更いたしました。これに伴い、株式会社管財ファシリティを連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

三洋技研工業株式会社、NIPPON KANZAI USA, Inc.、株式会社シーエスアール

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・センチュリーサポート及び株式会社国際サービスは、会社を清算したため、当連結会計年度より非連結子会社から除外しております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、かつ全体としても重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 24社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社上越シビックサービス、株式会社ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、P F I 六本木G R I P S株式会社、株式会社鶴崎コミュニティサービス、株式会社大分種田P F I、マーケットピア神戸株式会社、鹿児島エコバイオP F I株式会社、有限会社北海ゴルフパートナーズを営業者とする匿名組合、株式会社がまだすコミュニティサービス、神戸大アグリサイエンスP F I株式会社、アイラック愛知株式会社、株式会社伊都コミュニティサービス、有限会社札幌新築R E F 2006年度を営業者とする匿名組合、株式会社いきいきライフ豊橋、株式会社下関コミュニティスポーツ、株式会社熊本合同庁舎P F I、株式会社資源循環サービス、株式会社大分駅南コミュニティサービス、東雲グリーンフロンティアP F I株式会社、合同会社エヌスリーを営業者とする匿名組合、株式会社F C Hパートナーズ、徳島県営住宅P F I株式会社、Prudential Investment Company of Australia Pty Ltd、株式会社社長与時津環境サービス

前連結会計年度において持分法適用会社であった有限会社アッシュ・グロース1を営業者とする匿名組合は、匿名組合契約が終了したため、当連結会計年度より持分法適用関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

三洋技研工業株式会社、NIPPON KANZAI USA, Inc.、株式会社シーエスアール

持分法を適用しない理由

上記会社に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれもが連結企業集団全体に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）によっております。

a. 貯蔵品

最終仕入原価法

b. 販売用不動産

個別法に基づく原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

a. 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b. 平成10年4月1日以後平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

c. 平成19年4月1日以後に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

a. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b. 平成19年4月1日以後平成24年3月31日以前に取得したもの

定率法（250%定率法）によっております。

c. 平成24年4月1日以後に取得したもの

定率法（200%定率法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

その他の有形固定資産 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5～20年

③ 賃貸建物（投資その他の資産の「その他」に含まれる。）

旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 39～50年

- ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 匿名組合出資金の会計処理
当社及び連結子会社は匿名組合出資を行っており、匿名組合の財産の持分相当額を「事業目的匿名組合出資金」又は「匿名組合出資金」として計上しております。
匿名組合への出資時に「事業目的匿名組合出資金」又は「匿名組合出資金」を計上し、匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額（関連会社である匿名組合に関するものを含む）のうち、主たる事業目的の匿名組合出資に係る損益は「営業損益」に計上し、主たる事業目的以外の匿名組合出資に係る損益は「営業外損益」に計上し、それぞれ同額を「事業目的匿名組合出資金」又は「匿名組合出資金」に加減し、また、営業者からの出資金（営業により獲得した損益の持分相当額を含む）の払い戻しについては、「事業目的匿名組合出資金」又は「匿名組合出資金」を減額させております。
- ③ 退職給付に係る会計処理
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4～6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ・小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 会計方針の変更の内容及び理由 (会計基準等の名称)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準を継続的に採用し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱い(過去の期間の連結計算書類に対しては遡及処理しない)に従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が26,807千円増加し、退職給付に係る負債が90,057千円減少し、利益剰余金が63,908千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ16,933千円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有価証券	10,042千円
販売用不動産	502,511千円
短期貸付金 (流動資産のその他に含まれる)	14,199千円
建物及び構築物	81,023千円
土地	107,450千円
投資有価証券	562,569千円
長期貸付金	295,031千円
その他 (投資その他の資産のその他に含まれる)	163,659千円

合計 1,736,486千円

建物及び構築物、土地は金融機関からの借入債務に対するものでありますが、当連結会計年度の末日現在該当する借入債務はありません。

短期貸付金、投資有価証券及び長期貸付金は、関連会社及び出資先の金融機関からのノンリコースローンに対するものであり、当連結会計年度の末日現在の債務残高は68,777,709千円であります。

販売用不動産は、金融商品からのノンリコースローンに対するものであり、当連結会計年度の末日現在の債務残高は長期ノンリコースローン395,000千円(流動負債10,000千円、固定負債385,000千円の合計額)であります。

有価証券及びその他は営業保証金として供託しております。

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

4,819,348千円

投資その他の資産の減価償却累計額

37,372千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

20,590,153株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	378,284	22.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	378,278	22.00	平成26年9月30日	平成26年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力の発生が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月26日開催の第50期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 481,402千円
- ② 1株当たり配当金額 28円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

また、配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金5,028千円を含めております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により、一部の関連会社の株式取得の資金調達については金融機関からの借入により、不動産ファンドマネジメント事業における資産取得のための資金調達については金融機関からの借入により、それぞれ調達しております。デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の担当部門が、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制をとっております。

投資有価証券は、主に純投資先や業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、関係会社株式の取得や「従業員持株E S O P信託」の組成に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。借入金は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,726,902	16,726,902	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,331,252	11,331,252	—
貸倒引当金(※)	△12,080	△12,080	—
	11,319,171	11,319,171	—
(3) 投資有価証券	7,256,742	7,256,742	—
資産計	35,302,816	35,302,816	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,814,957	5,814,957	—
(2) 未払費用	2,556,002	2,556,002	—
(3) 未払法人税等	703,309	703,309	—
(4) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	4,408,870	4,408,870	—
負債計	13,483,139	13,483,139	—

(※) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関より提示された価格、有価証券その他については公表されている基準価格にそれぞれっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	2,949,587	6,827,503	3,877,915
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	84,374	93,400	9,025
	小計	3,033,962	6,920,903	3,886,941
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	356,918	335,839	△21,079
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計	356,918	335,839	△21,079	
合計		3,390,880	7,256,742	3,865,861

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払費用、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらは変動金利による借入であることから、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,774,518千円)及び投資事業組合出資(連結貸借対照表計上額16,405千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	16,726,902	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,319,171	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの(国債)	—	—	—	—
合計	28,046,073	—	—	—

(注) 受取手形及び売掛金と長期貸付金については、対応する貸倒引当金を控除後の金額を記載しております。

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
長期借入金	741,000	3,667,870	—	—
合計	741,000	3,667,870	—	—

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,054円66銭

1株当たり当期純利益

229円19銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	15,090,734	流 動 負 債	9,867,464
現金及び預金	5,082,208	支払手形	28,022
受取手形	55,394	買掛金	4,651,362
売掛金	7,167,385	1年内返済予定の長期借入金	741,000
貯蔵品	12,451	リース債	69,714
前払費用	358,141	未払金	447,432
未収入金	19,228	未払法人税等	337,661
短期貸付金	2,055,104	未払消費税等	744,865
立替金	171,122	未払給料	479,766
繰延税金資産	138,617	未払社会保険料	181,195
その他金	34,258	預り金	152,794
貸倒引当金	△ 3,180	関係会社預り金	1,600,000
固 定 資 産	22,650,901	前受金	88,155
有 形 固 定 資 産	3,793,693	賞与引当金	259,800
建物	2,094,985	その他	85,692
構築物	35,229	固 定 負 債	5,585,729
機械装置	0	長期借入金	3,667,870
車両運搬具	23,757	リース債	127,944
工具・器具・備品	321,568	繰延税金負債	794,456
土地	988,496	役員退職慰労引当金	559,740
建物	173,314	預り保証金	265,796
建設仮勘定	156,341	資産除去債	107,432
無 形 固 定 資 産	273,323	その他	62,489
電話加入権	15,330	負 債 合 計	15,453,194
ソフトウェア	136,854	純 資 産 の 部	
リース仮勘定	21,123	株 主 資 本	19,618,258
投資その他の資産	100,015	資本金	3,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	18,583,884	資本剰余金	617,972
投資有価証券	7,519,174	資本準備金	498,800
関係会社株	8,842,642	その他資本剰余金	119,172
長期貸付金	27,724	利 益 剰 余 金	21,270,945
関係会社長期貸付金	446,164	利益準備金	251,200
長期前払費用	230	その他利益剰余金	21,019,745
長期前払費用	134,426	別途積立金	12,310,000
貸借不動産保証金・敷金	789,363	繰越利益剰余金	8,709,745
各種会員権	383,542	自 己 株 式	△5,270,659
保険積立金	14,400	評価・換算差額等	2,670,182
長期滞留債	23,124	その他有価証券評価差額金	2,670,182
賃貸建物	70,098	純 資 産 合 計	22,288,441
賃貸土地	53,739	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,741,635
長期性預金	300,000		
その他金	68,374		
貸倒引当金	△ 89,122		
資 産 合 計	37,741,635		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		52,252,813
売 上 原 価		43,706,561
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,546,251
営 業 外 利 益		6,079,686
営 業 外 収 入		2,466,565
受 取 利 息	62,993	
受 取 配 当 金	1,153,262	
受 取 賃 貸 料	37,927	
保 険 配 当 金	30,417	
受 取 経 営 指 導 料	36,000	
雑 収 入	22,322	1,342,923
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,794	
賃 貸 資 産 関 連 費 用	43,998	
固 定 資 産 除 却 損 失	2,906	
雑 損 失	19,297	121,997
経 常 利 益		3,687,491
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損	29,269	29,269
税 引 前 当 期 純 利 益		3,658,222
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	946,662	
法 人 税 等 調 整 額	48,227	994,890
当 期 純 利 益		2,663,331

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	千円 3,000,000	千円 498,800	千円 119,172	千円 617,972
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000,000	498,800	119,172	617,972
当 期 変 動 額				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	3,000,000	498,800	119,172	617,972

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
			別途積立金		繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	千円 251,200	千円 12,310,000	千円 6,782,986	千円 19,344,186	千円 △5,390,831	千円 17,571,327
会計方針の変更による累積的影響額			19,991	19,991		19,991
会計方針の変更を反映した当期首残高	251,200	12,310,000	6,802,977	19,364,177	△5,390,831	17,591,318
当 期 変 動 額						
剰余金の配当(前期末)			△ 378,284	△ 378,284		△ 378,284
剰余金の配当(中間)			△ 378,278	△ 378,278		△ 378,278
当 期 純 利 益			2,663,331	2,663,331		2,663,331
自己株式の取得					△ 4,929	△ 4,929
自己株式の処分					125,100	125,100
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,906,767	1,906,767	120,171	2,026,939
当 期 末 残 高	251,200	12,310,000	8,709,745	21,270,945	△5,270,659	19,618,258

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計額	
当 期 首 残 高	千円 1,458,154	千円 1,458,154	千円 19,029,482
会計方針の変更による累積的影響額			19,991
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,458,154	1,458,154	19,049,473
当 期 変 動 額			
剰余金の配当(前期末)			△ 378,284
剰余金の配当(中間)			△ 378,278
当 期 純 利 益			2,663,331
自己株式の取得			△ 4,929
自己株式の処分			125,100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,212,027	1,212,027	1,212,027
当 期 変 動 額 合 計	1,212,027	1,212,027	3,238,967
当 期 末 残 高	2,670,182	2,670,182	22,288,441

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 総平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
 - 時価のないもの
 - 総平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）によっております。
 - 貯蔵品
 - 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建物（建物附属設備は除く）
 - a. 平成10年3月31日以前に取得したもの
 - 旧定率法によっております。
 - b. 平成10年4月1日以後平成19年3月31日以前に取得したもの
 - 旧定額法によっております。
 - c. 平成19年4月1日以後に取得したもの
 - 定額法によっております。
 - 建物以外
 - a. 平成19年3月31日以前に取得したもの
 - 旧定率法によっております。
 - b. 平成19年4月1日以後平成24年3月31日以前に取得したもの
 - 定率法（250%定率法）によっております。
 - c. 平成24年4月1日以後に取得したもの
 - 定率法（200%定率法）によっております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
その他の有形固定資産	2～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法によっております。
 - なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
のれん	5年

- (3) 賃貸建物
旧定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
建物 39～50年
- (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年間）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準を継続的に採用し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱い（過去の期間の計算書類に対しては遡及処理しない）に従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が31,038千円減少し、繰越利益剰余金が19,991千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ638千円減少しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

短期貸付金	16,473千円
建物	77,743千円
構築物	3,279千円
土地	107,450千円
投資有価証券	66,600千円
関係会社株式	136,100千円
長期貸付金	7,096千円
関係会社長期貸付金	319,466千円
合計	734,209千円

建物、構築物及び土地は金融機関からの借入債務に対するものでありますが、当事業年度の末日現在該当する借入債務はありません。

短期貸付金、投資有価証券、関係会社株式、長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、関連会社及び出資先の金融機関からのノンリコースローンに対するものであり、当事業年度の末日現在の債務残高は68,777,709千円であります。

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,336,194千円
投資その他の資産の減価償却累計額	37,372千円

3. 保証債務

リース債務の保証

株式会社日本環境ソリューション	3,289千円
-----------------	---------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,039,032千円
長期金銭債権	6,451千円
短期金銭債務	583,223千円
長期金銭債務	17,006千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,101,627千円
仕入高	5,406,239千円
販売費及び一般管理費	188,020千円
営業取引以外の取引高	1,142,904千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,641,383	1,817	70,400	3,572,800

- (注)1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式には、従業員持株E S O P信託口が保有する自社の株式がそれぞれ、246,000株、175,600株含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加1,817株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少70,400株は、当社従業員持株会への売却によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(1) 流動資産の部

繰延税金資産	
未払事業税	41,777
賞与引当金	85,786
その他の	11,054
繰延税金資産合計	<u>138,617</u>

(2) 固定資産・固定負債の部

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	180,348
貸倒引当金	30,000
各種会員権評価損	83,573
投資有価証券評価損	170,877
減損損失	84,126
資産除去債務	34,614
その他の	260,062
繰延税金資産小計	<u>843,602</u>
評価性引当額	<u>△464,650</u>
繰延税金資産合計	378,952
繰延税金負債との相殺	<u>△378,952</u>
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,111,891
前払年金費用	43,491
その他の	18,026
繰延税金負債合計	<u>1,173,409</u>
繰延税金資産との相殺	<u>△378,952</u>
繰延税金負債の純額	<u>794,456</u>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されたものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が72,362千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が43,934千円、その他有価証券評価差額金額が116,296千円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との取引	取引の内容	取引金額 (注)4	科目	期末残高 (注)4
子会社	株式会社スリーエス	所有 90.0%	役員の兼任 経営指導料 の 収 受	—	—	関係会社 預り金	800,000
	株式会社 日本管財サービス	所有 100.0%	役員の兼任 作業委託	業務委託料 (注)1	4,732,377	買掛金	498,486
				—	—	関係会社 預り金	500,000
	東京キャピタル マネジメント株式会社	所有 100.0%	役員の兼任 資金の援助	貸付金の 回収 (注)2	654,095	—	—
株式会社 エヌ・ジェイ・ケイ・ ホールディング	所有 100.0%	役員の兼任	貸付金の 回収 (注)2	600,000	短期貸付金	1,970,000	

属 性	会社等の 名 称	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との 取 引	取引の内容	取引金額 (注) 4	科目	期末残高 (注) 4
関 連 社 会	株式会社上越シビック サービス	所有 40.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	357,942	—	—
	P F I 六本木 G R I P S 株式会社	所有 20.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	1,903,019	—	—
	株式会社鶴崎 コミュニティサービス	所有 30.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	579,474	—	—
	株式会社大分植田 P F I	所有 30.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	582,561	—	—
	鹿児島エコバイオ P F I 株式会社	所有 15.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	1,257,211	—	—
	マーケットピア神戸 株式会社	所有 30.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	4,961,382	—	—
	株式会社がまだす コミュニティサービス	所有 25.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	1,333,303	—	—
	株式会社伊都 コミュニティサービス	所有 30.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	780,125	—	—
	株式会社 いきいきライフ豊橋	所有 31.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	2,756,120	—	—
	株式会社下関 コミュニティスポーツ	所有 25.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	2,552,042	—	—
	アイラック愛知 株式会社	所有 33.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	4,357,155	—	—
	株式会社 熊本合同庁舎 P F I	所有 25.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	6,809,845	—	—
	東雲グリーンフロンティア P F I 株式会社	所有 31.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	7,072,000	—	—
	株式会社 F C H パートナーズ	所有 39.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	1,302,787	—	—
徳島県営住宅 P F I 株式会社	所有 30.0%	役員の兼任 作業受託	担保提供 (注) 3	2,984,000	—	—	

- (注) 1. 業務委託料については、一般の取引先と同様の手続を経て、業務内容を勘案して每期交渉の上、決定しております。
2. 資金の貸付については、当社グループ資金集中管理契約に基づくものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 担保提供の取引金額は、当事業年度の末日現在の債務残高であります。
4. 取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との取引	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	日本サービスマスター 有限会社 (注)1	被所有 32.8%	役員の兼任 損害保険 契約取次	損害保険料 の支払	244,911	—	—
				事務手数料 の受取	2,222	—	—

- (注) 1. 日本サービスマスター有限会社は、当社代表取締役会長 福田 武と代表取締役社長 福田慎太郎が、議決権の100%を直接所有する会社であります。損害保険料については、大蔵大臣（現財務大臣）により認可された保険業法認可率等に基づいて取引を行っております。事務手数料については、当社と関連を有しない第三者より見積書を入手しこれを比較検討の上、覚書により決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,309円75銭
1 株当たり当期純利益	156円83銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

日本管財株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員 公認会計士 萩森正彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本管財株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本管財株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

日本管財株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員 公認会計士 萩森正彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本管財株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

日本管財株式会社 監査役会

常勤監査役	牧野	宏	印
社外監査役	丹羽	建蔵	印
社外監査役	山下	義郎	印
社外監査役	小菅	康太	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて今後の事業展開と経営体質の強化にも充分配慮しております。当期の期末配当につきましては、堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、前期末に比べ6円増配し、1株につき28円（中間配当とあわせ年間50円）といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、481,402,684円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、<u>16名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>14名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記載捺印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記載捺印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第32条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第33条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第34条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第34条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第37条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第48条～第51条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第50期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第50期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって取締役全員（14名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふく だ たけし 福 田 武 (昭和15年9月6日生)	昭和40年10月 当社設立代表取締役社長就任 昭和47年8月 ㈱日本管財サービス設立代表取締役社長就任 昭和53年12月 ㈱スリーエス設立代表取締役社長就任（現任） 平成14年4月 ㈱エヌ・ケイ・エス（現㈱日本管財サービス）代表取締役会長 平成20年4月 当社代表取締役会長（現任）	607, 354株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	ふく だ しん たろう 福田 慎太郎 (昭和40年6月29日生)	平成10年3月 当社入社 情報統括責任者 平成10年6月 当社取締役情報統括責任者 平成11年6月 当社常務取締役企画担当 平成14年8月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ代表 取締役社長 平成14年10月 当社専務取締役総合企画室担当兼情報シス テム室担当 平成17年6月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ取締 役会長 平成18年10月 日本サービスマスター(有)取締役(現任) 平成20年4月 当社代表取締役社長(現任)	1,031,251株
3	やす だ まもる 安 田 守 (昭和30年6月18日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役総合企画室長 平成19年2月 当社常務取締役営業統轄本部副本部長東日 本担当 平成22年5月 ティ・エヌ・ケイビル管理(株)代表取締役社 長 平成23年6月 当社専務取締役総合企画担当 グループ企 業経営効率化担当 平成23年10月 NIPPON KANZAI USA, Inc. 取締役社長(現任) 平成24年4月 当社専務取締役管理統轄本部長(現任)	17,563株
4	とく やま よし かず 徳 山 良 一 (昭和31年12月3日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長 (現任) 平成23年6月 当社専務取締役営業部門担当 平成23年10月 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長(現 任) 平成25年12月 当社専務取締役企業戦略担当(現任)	2,100株
5	たか はし くに お 高 橋 邦 夫 (昭和29年10月11日生)	平成22年6月 当社常務取締役東京駐在 平成24年6月 当社専務取締役技術統轄本部長 平成25年12月 当社専務取締役業務統轄本部長(現任) 平成26年6月 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長 (現任)	900株
6	じょう の しげる 城 野 茂 (昭和27年10月4日生)	昭和54年9月 当社入社 平成18年6月 当社取締役営業統轄本部近畿・中部担当 平成21年10月 (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締 役社長(現任) 平成22年8月 当社常務取締役西日本開発営業部長 平成26年6月 当社専務取締役営業統轄本部長(現任)	9,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	こみなみひろし 小南博司 (昭和30年6月18日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役管理部長 平成20年1月 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役(現任) (株)日本プロパティ・ソリューションズ代表 取締役社長(現任)	12,400株
8	あまのけんじ 天野健二 (昭和29年5月18日生)	昭和61年3月 (株)スリーエス入社 平成12年5月 同社取締役総務部長 平成16年5月 同社常務取締役事業統括本部長 平成19年5月 同社専務取締役事業統括本部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成26年5月 (株)スリーエス代表取締役副社長(現任)	5,700株
9	にしおかのぶとし 西岡信壽 (昭和28年8月29日生)	平成20年6月 当社取締役管理統轄本部付 平成26年11月 当社取締役内部監査・内部統制・ISO管 理部長(現任)	2,400株
10	はらだやすひろ 原康弘 (昭和35年2月20日生)	昭和57年6月 当社入社 平成23年6月 当社取締役財務部長 平成27年4月 当社取締役業績管理担当兼業績管理部長兼 管理統轄本部財務部長(現任)	14,223株
11	あかいたしお 赤井利生 (昭和34年2月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役人事総務部長 平成26年11月 当社取締役管理統轄本部総務部長(現任)	5,300株
12	おおはらよしあき 大原嘉昭 (昭和37年1月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成26年6月 当社取締役業務統轄本部本部長代理兼西日 本担当(現任)	6,500株
13	わかまつまさひろ 若松雅弘 (昭和36年5月11日生)	昭和60年2月 当社入社 平成26年6月 当社取締役業務統轄本部技術・購買担当兼 エンジニアリングマネジメント本部長(現 任)	1,882株

- (注) 1. 取締役候補者 福田 武氏は、株式会社スリーエスの代表取締役社長を、取締役候補者 天野健二氏は、株式会社スリーエスの代表取締役副社長をそれぞれ兼務しており、当社と同社との間に営業取引(経営指導料及び役務提供)及び賃貸料の受取等の取引関係があります。
2. 取締役候補者 福田慎太郎氏は、日本サービスマスター有限会社の取締役を兼務しており、当社と同社との間に損害保険料の支払及び事務手数料の受取の取引関係があります。
3. 取締役候補者 徳山良一氏は、株式会社日本環境ソリューション及び株式会社FCHパートナーズの代表取締役社長を兼務しており、当社と両社との間にそれぞれ役務提供による営業取引関係があります。
4. 取締役候補者 高橋邦夫氏は、株式会社上越シビックサービスの代表取締役副社長を兼務しており、当社と同社との間に役務提供による営業取引関係があります。
5. 取締役候補者 城野 茂氏は、株式会社大分駅南コミュニティサービスの代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間に役務提供による営業取引関係があります。

6. 取締役候補者 小南博司氏は、株式会社日本プロパティ・ソリューションズの代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間に役務提供による営業取引関係があります。
7. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	まきのひろし 牧野 宏 (昭和16年10月8日生)	平成4年11月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	2,000株
2	にわけんぞう 丹羽 建蔵 (昭和19年2月22日生)	昭和41年3月 (株)丹羽食料品店(現(株)丹商)入社 昭和41年10月 同社常務取締役 昭和48年8月 同社専務取締役 昭和62年11月 同社代表取締役 平成19年6月 当社監査役(現任) 平成24年10月 (株)丹商取締役会長(現任)	一株
3	やましたよしろう 山下 義郎 (昭和40年4月12日生)	昭和63年4月 東洋信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成12年8月 (株)カシワテック取締役 平成14年8月 同社代表取締役社長(現任) 平成19年6月 当社監査役(現任) 平成25年3月 (株)シーメイト取締役会長(現任)	一株
4	こすがこうた 小菅 康太 (昭和41年12月19日生)	平成6年6月 (株)コスガ入社 平成16年6月 同社取締役 平成18年6月 同社専務取締役 平成20年11月 同社取締役辞任 平成21年4月 (株)コスガの家具設立 同社代表取締役(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 丹羽建蔵、山下義郎、小菅康太の各氏は社外取締役候補者でありませぬ。
3. 社外取締役候補者 丹羽建蔵、山下義郎、小菅康太の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 丹羽建蔵、山下義郎、小菅康太の各氏を社外取締役候補者とした理由は、各氏がいずれも企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであり、その知識と経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、丹羽建蔵、山下義郎の両氏は社外監査役に就任してから、本総会終結の時をもって8年、小菅康太氏は社外監査役に就任してから、本総会終結の時をもって4年になります。
5. 牧野 宏、丹羽建蔵、山下義郎、小菅康太の各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会において、取締役については「年額470,000千円以内」、監査役については「年額30,000千円以内」と決議いただき、それぞれ今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額470,000千円以内」、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、「年額30,000千円以内」とさせていただきます。

また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、これまで使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこととしておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、使用人兼務取締役の使用人分給与を含むことといたしたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は13名となります。また、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給並びに退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、平成27年3月26日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただくことを条件として、重任される取締役13名に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役13名に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役の退任時といたしますが、その具体的金額、方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本総会終結の時をもって退任される取締役降矢直樹氏、監査役丹羽建蔵氏、監査役山下義郎氏及び監査役小菅康太氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会の決議に、退任監査役については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役、退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

<打切り支給の対象となる取締役>

氏名	略歴
ふく だ たけし 福田 武	昭和40年10月 当社設立代表取締役社長就任 平成20年4月 当社代表取締役会長 現在に至る
ふく だ しん たろう 福田 慎太郎	平成10年6月 当社取締役 平成20年4月 当社代表取締役社長 現在に至る
やす だ まちる 安 田 守	平成16年6月 当社取締役 平成23年6月 当社専務取締役 現在に至る
とく やま よし かず 徳 山 良 一	平成23年6月 当社専務取締役 現在に至る
たか はし くに お 夫 高 橋 邦 夫	平成22年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社専務取締役 現在に至る
じょう の しげる 城 野 茂	平成18年6月 当社取締役 平成26年6月 当社専務取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
こみなみひろし 小南博司	平成17年6月 当社取締役 現在に至る
あまのけんじ 天野健二	平成19年6月 当社取締役 現在に至る
にしおかのぶとし 西岡信壽	平成20年6月 当社取締役 現在に至る
はらだやすひろ 原田康弘	平成23年6月 当社取締役 現在に至る
あかいとしお 赤井利生	平成23年6月 当社取締役 現在に至る
おおはらよしあき 大原嘉昭	平成26年6月 当社取締役 現在に至る
わかまつまさひろ 若松雅弘	平成26年6月 当社取締役 現在に至る

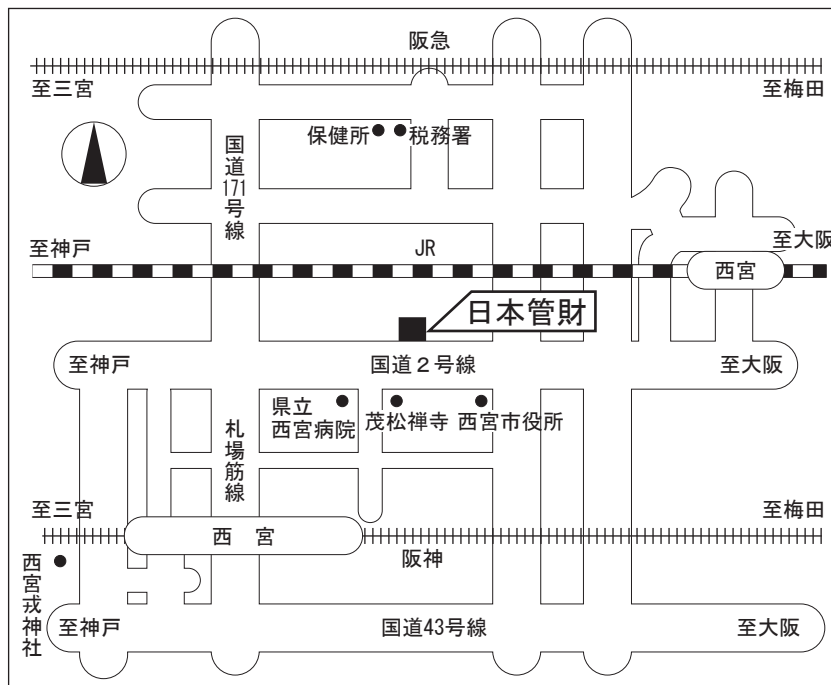
< 退任取締役及び退任監査役 >

氏 名	略 歴
ふるやなおき 降矢直樹	平成21年6月 当社取締役 現在に至る
にわけんぞう 丹羽建蔵	平成19年6月 当社監査役 現在に至る
やましただよしろう 山下義郎	平成19年6月 当社監査役 現在に至る
こすがこうた 小菅康太	平成23年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室
電話 (0798) 35-2200(代)



- JR「西宮」駅南出口より徒歩約10分
- 阪神電鉄「西宮」駅市役所口より徒歩約5分